

第 9 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成24年9月27日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第9回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成24年9月27日(木曜日)

午前10時6分開議

午前11時40分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(15人)

委員長 重村 栄
副委員長 小早川 宗弘
委員 前川 收
委員 平野 みどり
委員 大西 一史
委員 堤 泰宏
委員 藤川 隆夫
委員 荒木 章博
委員 松田 三郎
委員 溝口 幸治
委員 田代 国広
委員 松岡 徹
委員 渕上 陽一
委員 前田 憲秀
委員 九谷 高弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 駒崎 照雄
総括審議員兼
市町村局長 小嶋 一誠
人事課長 古閑 陽一
財政課長 濱田 義之
税務課長 渡辺 克淑

市町村行政課長 能登 哲也

市町村財政課長 山口 洋一

企画振興部

政策審議監 内田 安弘

企画課長 坂本 浩

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 吉田 勝也

環境生活部

環境政策課長 宮尾 千加子

商工観光労働部

首席審議員兼

商工政策課長 木村 敬

農林水産部

農林水産政策課長 国枝 玄

土木部

監理課長 金子 徳政

都市計画課審議員兼

課長補佐 田尻 雅裕

教育委員会事務局

教育政策課長 田中 信行

事務局職員出席者

政務調査課主幹 板橋 徳明

議事課課長補佐 松尾 伸明

午前10時6分開議

○重村栄委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから第9回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し込みがっておりますので、これを認めることにいたします。

審議に先立ちまして、去る7月の人事異動により出田前商工政策課長にかわりまして木村商工政策課長が就任されましたので、自己

紹介をお願いいたします。

（木村商工政策課長自己紹介）

○重村栄委員長 それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、地方分権改革に関する件、道州制に関する件であります。

まず、執行部から説明の後に、一括して審議を行いたいと思います。説明に当たっては、可能な限り簡潔をお願いいたします。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明をお願いいたします。

○坂本企画課長 それでは、座ったまま失礼いたします。

まず、地方分権改革関係について御説明いたします。資料、地方分権改革関係をめくっていただき、2ページをお開きください。

ページの右側に、地域主権改革における主な動きをまとめております。前回6月の委員会で御報告させていただいた内容から新たに付け加えた項目にアンダーラインを引いております。

6月以降、全体的に大きな動きはございませんが、3月9日に国会に提出されていた第3次一括法案については審議されないまま国会が閉会となり、継続審議扱いになっておりました。このまま仮に衆議院が解散しますと、廃案となってしまいます。

同じ3月9日に国会に提出されました地方自治法の一部を改正する法律のほうは、8月29日に成立しております。改正の内容は、後ほど御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

平成22年6月に閣議決定された、地域主権戦略大綱の概要を掲載しております。第1に、地域主権改革の全体像が記載されております。

3段落目の2行目、戦略大綱に基づく改革の取り組みの成果等を踏まえ、平成24年の夏

をめどに地域主権推進大綱を策定と書いてありますが、いまだ策定はされておられません。

次に第2、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は、第1次、第2次一括法として取り組みが進められてまいりました。

また、第3、基礎自治体への権限移譲は第2次一括法、第4、国の出先機関の原則廃止は、九州広域行政機構、第5、ひも付き補助金の一括交付金化は、地域自主戦略交付金という形で進められてまいりました。

次ページ以降、動きのあっているものを中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

4ページをお願いいたします。

昨年成立した第1次一括法と第2次一括法についての現在の本県の対応状況をまとめております。

これまで国が決定し、地方公共団体に義務付けてきた基準等を地方公共団体がみずから決定し実施するよう改めるために、条例制定が必要となるものです。本議会には、職業能力開発促進法関係、医療法関係、食品衛生法関係、以上3本の条例案を提案させていただいており、それぞれ関係常任委員会で御審議いただくこととなっております。

このうち熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例においては、無料の公共職業訓練の対象者における基準について、現在、県が独自で無料で実施している短期課程普通職業訓練及び障害者を対象とする普通職業訓練を追加し、国の基準とは異なる形で規定しております。

医療法関係は、病床数算定に当たっての補正基準や介護老人保健施設に入る入所定員数に関する基準、病院の従業者の配置や施設に関する基準、診療所の従業者の配置及び施設基準などを定めるものです。

食品衛生法関係では、熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものでございます。これらは結果的に、

これまでの国の基準どおりとなっております。

このページの右側(2)をごらんください。本年度内に改正を行う必要があるものが、介護保険法や児童福祉法、道路法など13法律分あります。これらに関する条例の新設・改正については12月議会以降に提案をさせていただき予定しております。

次に、右下の基礎自治体への権限移譲の対応状況につきましては、前回御報告させていただいたとおり、県の所管課と市町村で個別説明会の実施やマニュアルの作成・配付等を実施しているところであり、引き続き市町村に対する助言、支援を務めてまいります。その工程表が5ページ、6ページのとおりでございます。前回と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

7ページをお願いいたします。

3月9日に国会に提出されております、第3次一括法案の概要です。前回の資料と同様でございます。

全国知事会としては、本法案の通常国会中の成立を求めておりましたが、審議されないまま国会が閉会したため継続審議扱いとなっております、先ほど御説明したとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

8月29日に成立いたしました地方自治法の一部を改正する法律の概要について、御説明いたします。

本法律は、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、議会の会期及び招集、議会と長との関係、直接請求制度などについて必要な改正が行われたものです。

内閣総理大臣の諮問機関である第30次地方制度調査会において取りまとめられた、平成23年12月の地方自治法改正案に関する意見に基づくもので、8月29日に成立し9月5日に

公布をされました。

ポイントだけ、簡単に御説明いたします。

まず1番の地方議会制度については、(1)地方議会の会期について、いわゆる通年会期とすることができるものとされました。

(2)臨時会の招集権について。議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に普通公共団体の長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができるものとされました。

(3)議会運営については、委員会の委員の選任等について条例で定めるものとされました。

(4)議会の調査権については、調査を行うための関係人の出頭などについて、特に必要があると認めるときに限るものとされました。

(5)政務活動費については、これまでの政務調査費の名称を政務活動費に改め、さらに交付の目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するために改め、政務活動に当てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとされました。

議会と長との関係については、(1)再議制度、一般再議の対象の拡大、(2)で副知事、副市町村長の選任を専決処分対象から除外しております。

(3)送付を受けた日から、20日以内の条例の公布といったことが定められております。

3番目の直接請求制度については、署名数要件の緩和が定められております。

そのほか4で、国等による違法確認訴訟制度の創設。

5、一部事務組合・広域連合等についても、必要な改正が行われました。9月5日に公布され、一部は公布後6カ月以内において政令で定められる日が施行日となっております。

続きまして、国の出先機関の原則廃止に関連して検討しております、九州広域行政機構

について御説明をいたします。9ページになります。ここから資料が縦になります。申しわけありません。

九州広域行政機構に関する経緯をまとめたものです。最近の経緯を、国の動き、全国知事会、関西広域連合の動き、そして九州地方知事会の動きの3列で整理をしております。

アンダーラインを引いているのが、今回新たに説明する内容となります。

前回御説明しました6月8日の第9回アクションプラン推進委員会後、政府では法案閣議決定に向けて、内閣府と関係府省の調整や、民主党内での法案審査の手続が行われてきたようです。

そうした中、8月22日に九州各県議会議長会の意見交換会が開催され、大分県の九州地方知事会事務局から、法案に関する最近の国の動向について説明を行いました。

意見交換では、市町村との意思疎通や議論の積み重ねの必要性について意見が出されました。

民主党内の法案審査手続は、市町村の慎重意見などを背景に順調には進まず、また消費税増税をめぐる国会の状況もありまして、結局、御承知のとおり閣議決定が行われないうまま、9月8日に通常国会は会期末を迎えました。政府のアクションプランに明記されておりました平成24年通常国会への法案提出は、実現をしませんでした。同日付で、九州地方知事会長の広瀬大分県知事からも、コメントが出されております。それが10ページになります。

10ページをごらんいただきますと2段落目、平成24年通常国会への法案提出が実現を見なかったことは大変遺憾であること。3段落目で、政治の強いリーダーシップのもと、国が責任を持って次期臨時国会への法案提出に向けて取り組んでいただきたいこと。4段落目で、九州地方知事会としては、引き続き九州各県議会議長会と連携するとともに、基

礎自治体との意思疎通を深めながら、九州地域の活性化と住民福祉の向上を第一に、九州広域行政機構の設立に向けた取り組みを進めてまいりたいとしておるところでございます。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

続きまして、道州制関係について御報告をさせていただきます。12ページをお開きください。前回の報告から動きのあったものを、アンダーラインを引いたゴシック体で記載しております。

7月18日、本県も参加しております道州制推進知事・指定都市市長連合の第1回総会が開催され、8月22日には政党への要請活動が行われました。

次のページに、その内容を記載しております。13ページになります。

出席した知事、首長は、石井岡山県知事、村井宮城県知事、古川佐賀県知事、高島福岡市長です。本県は、代理出席でございました。

会議では、道州制について国民的な議論を促すためのたたき台としての、地域主権型道州制への基本的な制度設計と実現に向けた工程が了承されました。

また、11月で知事退任を表明されております共同代表の岡山県石井知事の後任として、村井宮城県知事が選任され、また新たに設けられた副代表として古川佐賀県知事と阿部川崎市長が選任されました。

その後8月22日には、石井代表が民主党、自由民主党、公明党、みんなの党に要請活動を行いました。道州制推進法を早期に成立させること、次期総選挙の政権公約に道州制を推進する方針等を盛り込むこと、これらの取り組みを推進する中で、道州制に関する国民的な議論を喚起することを要請しております。

14ページをお開きください。

8月21日、道州制の州都をテーマとした、第2回くまもと未来会議を開催いたしました。今回は新たに、くまもとアートポリスコミッショナーの伊東委員、熊本経済同友会代表幹事の甲斐委員、東京大学先端科学技術研究センター客員教授の御厨委員にも御出席いただきました。

次の15ページに、会議で配付しました資料を掲載しております。これは、第1回の未来会議での意見をもとに、4つの項目で整理したものでございます。州都の構想の目的、州都選定の視点、州都の条件、州都に向けた取り組みの方向性、現状と課題という、以上4つの項目で整理したものです。

州都構想の目的については、第1に州都を目指した取り組みで、より品格があり活力のある県へとレベルアップを図り、さらには九州全体のレベルアップに貢献する。第2に、道州制が実現したときに、すぐに熊本が州都候補になれるよう準備するという、2つを掲げております。

この2つの目的を踏まえ、州都選定の視点、州都の条件、州都に向けた取り組みの方向性の3つの項目について、第1回会議でいただいた御意見を当てはめて整理したものでございます。

次の16ページをお願いいたします。

会議でいただいた主な御意見を記載しております。

先ほど御説明した州都構想の目的についても、九州の多極分散型発展を打ち出すべきというような形で、修正するようというような御意見もあっております。

また、州都を構想するに当たっては、熊本を九州、全国、アジアに開くという視点が必要である。骨格案の州都選定の視点には、経済的視点が抜けている、経済的な視点を入れるべきといったような、ここに記載しているような御意見が出ました。今後こういった御意見を、さらに県庁内部で検討の上、今年度

内に取りまとめる予定としております。

道州制関係の説明は、以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

坂本企画課長から説明していただきましたけれども、説明はこれで終わりましたので、これより質疑に入ります。

地方分権改革関係及び道州制関係についての質疑を行います。質疑のときは、挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

○大西一史委員 今いろいろ説明をいただきまして、ありがとうございます。

4ページの1次、2次一括法等への対応状況ということで、これは6月の委員会のときもちょっとお話をしたと思うんですが、この1次一括法、2次一括法等で、この条例を改正するというので、それぞれその従うべき基準、標準それから参酌すべき基準とそれぞれある中で、ある程度その条例の中で独自の裁量の中で決めることができるというふうに、条例に委任されることになったものが結構あるんですが、そのうち今年度が13法律分ということで条例改正する必要があるということで、今回3つの法律分の3つの条例が出ています。その中で、私はただ単にこの前回の委員会で言ったのは、本当に分権に資するものなのか、果たして条例を改正することが本当に地方の裁量の幅が広がったり運用がやりやすくなるのかということについて、きちっとチェックリストをつくって、本当に分権にするかどうかも含めて、きちっと検討して、そして条例改正するに当たっては、やっぱりそういった視点を入れてやるべきだというような話もさせていただいたというふうに思います。

今回、この職業能力開発促進法の中のこれは条例で、県の職業能力開発校等が実施する職業訓練の基準等に関する条例(仮称)ということで、これは今の御説明によると独自基準

というのが入れられる、いわゆるローカルルールというのを入れて、熊本県の実情あるいは実態に合ったものに変えるということであるということですが、この医療法と食品衛生法はほとんど国の基準のままということなんですが、これは従うべき基準が厚生労働省の法令を見ると、とても多いんですね。そういう影響もあって、これはこの条例にはローカルルールというのは反映されなかったのか、それから何か検討したことがあるのか、この辺がちょっと、わかれば教えていただきたいと思います。それが、まず1点です。どうぞ。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

今回9月の議会で提案しております医療法それから食品衛生法関係の条例につきまして、ローカルが入ってない経緯ということでございました。

実は、この2つにつきましては、例えば医療法の基準につきましては、これは医療機関の医師、歯科医師を除くその他の薬剤師等の職員の配置あるいは施設の整備に係るものとして、例えば薬剤師、看護師等については従うべき基準、その他の診療、放射線技師等については参酌ということで、国の政省令自体が参酌する部分が非常に少のうございます。そういった意味で、全体の中で裁量する部分が非常に少なかったということがございました。

とはいえ、ほかの社会福祉施設と同様に、これらの、例えば医療法でありますと、県の医師会ですとかそのほかの関係団体、それから医療審議会というのを県が持っておりますので、ここには関係者が入っておりますので、これらの方々との意見交換を6回ほど実施いたしましたして、その結果、特にローカルルールは設けないというようなことで整理されたものでございます。

もう一方の食品衛生法につきましては、これは都道府県が設置します施設、具体的には宇土にございます保健環境科学研究所それから八代保健所の検査課が対象施設でございまして、ここにつきまして県の内部で設備それから人員配置等を検討いたしまして、政省令のままの基準で条例を制定するという結論になったものでございます。

なお、参考までに申し上げますと、4ページの資料の右上に書いてございます福祉関係の条例、これにつきましては次の11月あるいは12月の定例会で提案させていただく予定にしておりますが、福祉関係につきましては都道府県独自にいろんな規定が盛り込む余地がございますので、部としまして5項目ほど共通の、本県の福祉行政の展開ですとか利用者の福祉向上の観点から独自の項目を規定するというふうな方針で、それぞれできるだけ盛り込むということ、それから個別につきましても保育所ですとか特別養護老人ホームそれぞれにつきまして独自規定を盛り込むことで、各団体との意見交換も踏まえて今作業を進めているところでございます。以上でございます。

○大西一史委員 ちょっと今の説明で大体、医療法あるいは食品衛生法に係る条例に関しては、状況は大体わかりました。

ローカルルールが決め——何でもかんでもローカルルールで決めればいいのかは私は思っていないということは前回の委員会でも申し上げたんですが、ただやっぱりそこできちっと考えることが、本当の分権改革の意義で、ただ単に国がこの1次、2次一括法をつくったからということで、改正したからということで仕方なくやるということではなくて、やっぱり独自の基準を考えるべきだというふうに思いますが、その5項目、ほかのものでいろいろ福祉部門とかで考えているというのは、例えばどんなことがあるんでしょうか。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

先ほど申しました県の独自基準、共通的なものとして検討するものとしましては、1つには地域福祉の推進、これは特に社会福祉施設が多々ございますので、社会福祉法人の地域貢献という意味から、地域福祉を推進するような取り組みをやっていただくという趣旨。それから2点目が、外部評価によるサービスの向上ということで、第三者評価を含めて外部評価に努めていただくという規定。それから3番目が、地域の防災対策への参画ということ、ここは特に社会福祉法人に求めることの1つとして、3点目でございます。

それから4点目、5点目は、県のほうでも条例がございまして進めておりますが、4点目が地産地消の推進、5点目が食育の推進ということで、こうした取り組みを努力義務として条例のほうにできるだけ盛り込めるように、それぞれの子供、高齢、障害の施設の条例において検討しているところでございます。

○大西一史委員 今、その5項目というのは大体わかりました。なかなかちょっと難しいなという部分もあるかなというふうに思いますが、いずれにしても今後これ条例改正をほかの課でもしていかれることになると思います。道路法とかも当然変えていくということになってくると、やっぱりローカルルールをそれぞれ決められるわけですね。

これは佐賀県が児童福祉法施行条例この2月に出しているのを私もちよっと見せてもらって調べたんですけども、食育推進担当を設置することであるとか、環境教育を行うように努めるとか、保健師とか看護師の配置基準というのを独自で設定しているとか、障害者の規定を入れたとか、やっぱり独自基準をかなり入れているんですね。これ現場の人

に話を聞いたら、児童福祉施設の条例をつくるために、現場の施設であるとか、それから保護者とかいう意見書が8回ぐらいうつと何回もやりとりをして、この作業をしているということなんですね。

やっぱり、こういう作業をすることというのが、ある意味では地方分権の精神としてはとても重要なんだろうというふうに思います。その上で、やっぱり自分たちのローカルルールを決めていくと。あとは県営住宅の条例改正とかで、その子育て世帯を支援するとか、岡山とかあとは入居の収入基準を静岡県は変えたとか、あとは北海道も道路の基準を移転をさせてオーケーにするとか、やっぱりそういう本当に現場にあって、これが枠付けの改革に資するように、ほかのこの13法律分の24年度、これから以降やる分に関しては、その辺をよく、担当課だけではなくて、いろんな全庁的に見た視点をぜひ入れていただくようお願いしたいと思います。できれば、やっぱり次の委員会ぐらいで、大体こういうローカルルールができたよ、これによって熊本県は随分変わったんだということが、やっぱり示せるように、もう少しわかりやすく資料はつくっていただきたいというふうに思いますので、それは要望しておきます。以上です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○荒木章博委員 16ページの、この会議が2回ほど開催されたということのテーマ。その中で九州の主な意見の中の1番に、九州の多極分散型発展を打ち出すべきということで、熊本はもちろん州都を目指している中で、全体の取り組みの中でこういう意見が出たということについては、どういうふうに、どこの県がどういう考えで言われたのかわからないのだけれど、そういうところをちょっと……。

○坂本企画課長 福岡への一極集中あるいは福岡が経済的な中心都市であるのに対抗して、熊本に政治、行政の中心を持ってくべきというような論理展開で、熊本州都構想というのを基本に考えていたんですが、そういう表現が例えば、熊本がより品格があり活力のある県へとレベルアップをするというような目標を掲げてしまったことが、よその県に対して賛同を得られなくなるのではないかと御心配を、その発言された委員の方はされておまして、それぞれの九州の各地域がよくなるというような、それぞれが力強くなるというような意味で多極分散型というのを打ち出したほうが、九州として全体的にレベルアップしていくのではないかとということをおっしゃいました。

それで、熊本がよくなり、さらには熊本が九州全体のレベルアップに貢献するというような、この我々が書いていた表現が、余りにも何か上から目線ではないかというような御意見があり、九州全体が発展するという表現としては、多極分散型という表現がいいのではないかという御意見でした。

○荒木章博委員 その意見に対して熊本の考え方という、その1つのポリシーはどういうふうに答弁したというか、だれか考え方を示したんですか。

○坂本企画課長 この未来会議自体が、質問を受けて答弁をするというような形では進みません。それぞれの委員の方々が、私はこう思うという御意見を出されるという形でございます。それを今、我々が取りまとめるという作業をしております。多分次の会は、例えばこの目的の表現を少し多極分散型のイメージを取り入れた形で作成してお示したときに、また委員の方々からは何らかの反応があると思います。我々も、今まで福岡に

対抗して熊本というような位置づけをずっと主張してきたんですけれども、それだけではなくて、多極分散というような視点がやはり必要ではないかと、我々は話を聞いていて、そのときそういうふうに感じました。

○荒木章博委員 わかりました。

ちょっと、この意見が出ているということについて、やっぱり前の形で余り広げていくというのは、熊本が州都というような、州都としてのやっぱり考え方をきちんと示すべきではないかなというふうに僕は思って、そういういろんな意見を聞いてから取りまとめるということと考えておられるということ。

州都と関連してもう1点、この国の出先機関の原則廃止は、これはもう閣議決定も、要するに通常国会への上程も見送られたということで、これは全く先行き不透明な状況下になったわけですが、その中で、この国の出先機関の原則の廃止という中で、これは九地整と環境事務所と、もう1つはどこですかね——経済産業局かな、柱としてはこの3つですよね。こういった中で今後、九州広域行政機構を含めて、これ九州地方知事会の会長のコメントにも出してありますけれども、設立に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに書いてあるんですけども、県はこれに関してどういうふうな取り組みを考えられますか。

○坂本企画課長 この議論を2年半、この委員会でもしていただきました。いろいろな立場からの御意見をいただきながら、我々がそれを反映した形で法律まで結びつけることができなかつたという意味では、反省すべきところが多いと思っております。

その中で、その法律が上程までされなかつたという決定的な原因というのは、市町村の反対というのが大きかったと思います。我々が反省しておりますのは、その改革を進めよ

うという中で、基礎自治体に対する説明が足らなかった。逆に言うと、今のまま必要だという御意見をお持ちの方たちのほうが、市町村に対して積極的に御説明をされたというような、そういうことがあり、1つは、国の今後の動きも見据えながらではあります、もともと知事が丸ごと受け取るというようなことで進んできた九州広域行政機構でしたが、例えばその中の3つということで絞られたり、あるいはその中の、この業務というような仕分けが始まったりということで、話がだんだん最初の形とはイメージが違って来たということがあります。もとに戻して大きな話として展開するためには、国の形をどうするのかというような議論として、市町村、基礎自治体を巻き込んで国民的議論をしなければならぬというのが1つ。

もう1つは、この場でも何回も出ましたけれども、現実的な議論をしなければならない。財源をどうするのかとかいうようなことを先送りにしたままの議論をしているということで不安が募ってきているということがあって、そのあたりをはっきりする議論をしていかなければならないというようなことを、九州地方知事会の中で今後言っていくということになろうかと思えます。

○荒木章博委員 私もいつか休んでおったものですから、道州制のことはまだ2回目なものですから前に戻った話になったかもしれませんが、閣議と国会ときちんとした角度で取り組んだ中でやっぱりやらなければいけないことでしょうけれども、やっぱり論議をきちんとして方針を立てて今後もやっていただきたい、そのように思っております。以上です。

○平野みどり委員 関連でいいですか。今回、法律案提出見送りということになりました。今後、政権がどういうふうな形、衆議院

選挙、総選挙を経てどういうふうな形になっていくか、日によってまた違ってくると思いますし、そこで九州地方知事会の御意見等をどういうふうに吸収されていかれるかということもまたあるんでしょうけれども、今回、今いみじくも市町村の同意が得られなかったというお話がありましたけれども、正直言って、一県議会議員としても市町村の方たちにいろいろ意見を求められたときに、これはやっぱり絶対に進めなんですよとはなかなか言えなかったんですね。何か今回のこういう一連の動きというのは、九州地方知事会が旗振って、でもなかなか議会としては総意として、なかなかついていけないというか、議会をある意味ちょっと、語弊はありますけれども、軽視してきたのではないかなという…。私たちが自信を持って市町村の方々に、御心配なく、こうこう、こうですからと言えれば、またもっと違うんでしょうけれども、そういったことの反省というのはやっぱりあると思うんですね。

だから今後、大きな流れとして、分権の時代ですから、こういった形で地方ができることは地方がやっていくという流れはもちろん否定するものではありませんけれども、進め方に大きな問題点があったなというふうに思いますけれども、議会との関係、市町村との関係を今おっしゃいましたけれども、議会との関係等に関してはどういうふうな見解をお持ちですか。

○坂本企画課長 いつもこの場で御指摘をいただいておりますとおり、最初の出発点は、国が出先機関の原則廃止と言いつつ出したことに対して、受け皿をつくるというような動きをしたということでございます。ですから、本来であれば、出先機関の原則廃止についての説明責任は政府側にあったと我々は思っております。そういう動きをしつつ、その説明は熊本県は九州の中では議会に対して一番御説明

をしてまいったと自負しておりますし、こういう場で議論を重ねさせていただいてきたと思っております。その意見を反映させて国を動かすことができなかったという意味では反省をしておりますが、今後ともこういう場で逐次御報告、御相談をしながら進めていきたいと考えておるところです。

○前川収委員 それぞれの御意見があったことは、一々ごもつともな部分がたくさんあるなど思いながら聞いておりましたけれども、私はこの議論がこの場で行われていることそのものに大きな意義があるというふうに実は思っております、わかりづらいことも含めて、我々議会がそれをわかろうとする努力をしていくことには非常に大きな意義があって、これは今後もこういう議論は必要だというふうに思っています。

ただ、本当にわかりづらいです。というのが、個別の質問ではありませんが、今3つのことが進行しているんですね。1つは、おっしゃっているように、いわゆる一括法の中で今ある体制の中で権限移譲しながら、裁量権を少しずつ県や市町村に渡していこうという動きが1つ。それともう1つは、今まさに平野先生がおっしゃった権限移譲で国の出先機関を全部やめて、そして一遍に地方に上げましょうという話。これは全く国が言い出した話で、今おっしゃったように我々は受け皿としての提案をただけであって、受け皿の提案をした人が今度はください、くださいと言っているように今聞こえているというのが私の指摘なんですけれども、そういうものが1つ。もう1つは道州制の話。これはもつと国の統治機構を全部変えていくような大きな話。この3つの話が同時に行って、こっちが出たりあっちが引っ込んだり、こうこうしながら行っていると、議論されているということで、わかりにくいんだと思うんです。私も、わかりにくいんです。

そういう議論をしていくことは非常に大事で、わかりやすくしていくことも大事だというふうに思いますけれども、私たちが今失ってはならない視点の1つは、全ての議論を県議会はミクロで見るんですね。こっち側から、このことはこのことは、このことは見ていくということは、それはもちろん県議会の視点としては当然のことです。一方で、やっぱりマクロで全体を見たときに、これをやってしまった後の国の形はどうなるのという、その議論がどこでやられているのかなというところが、ほとんど見えてないこと、そのことが私は非常に不安を感じている部分があります。分権をしていかなければならないとか権限移譲とか言葉は美しく、地方にとってはバラ色だというように見えるかもしれませんが、その内容というのは非常に私は違う意味で危険性を含んでいるということも思っていますし、やっぱり少し疑ってかかれないと、議会としての役割が果たせないというふうに思います。

もう1つ、一方では、今の国の主権の問題とかというのが我が国の近隣の中で、領土の問題も含めて非常に危ういという意識を国民として持たざるを得ない現状になっている中に、本当に国がどういう形できちっと統治していくのか、主権を守っていくのかという部分は、国の機構として見たときに分権と関係がないはずがないんですね。僕は、そういうことは非常に、県議会のくせにとされる方もいらっしゃるかもしれませんが、むしろ我々がそういうところをもつと問題提起をしながらこの議論を深めていく。決断のときは、いつか来ると思います。それは、例えば、今一括で権限移譲のやつがあって、国の出先機関の廃止の話は私はこの間の議会で反対だと言ったんですけれども、九州広域行政機構というのがあって、それはいわゆる広域行政と同じで、議会の議決が要る、九州内の各県議会の中で同文議決が多分要るんでしょう。そ

ここで我々はイエスカノーかをしなければならぬ。その際、九州地方知事会には申しわけないけれども、知事会は知事会でやっていたと思いますが、議長会は議長がやられているわけで、議長の諮問を我々が受けて今議論しているわけではなくて、県議会の考え方を今まとめているわけですから、そこで違いが出るということは覚悟——一緒になることもあるけれども、絶対一緒にならなければならないわけではないということ。そういう意味では全然議論が深まっているとは思っていませんけれども、理解が深まっているかと言われると、そうじゃないということもありますので、何か質問じゃないんだけれども、この3つのことが一遍に進んでいって出たり引っ込んだりしているのは当然ありますけれども、そのことが非常にわかりにくいことになっているんじゃないかと思うんですね。だから、簡単に言えば最初の権限移譲の話、今やっちらっしゃるまさに第1次一括法、第2次一括法の、ここをきちっとやれば、ある程度の姿が見えてきて、今度その次にステップアップすべきかそうじゃないのかという議論があるんじゃないかと思うんですけども、それが今やっているのに、今度は片一方では全部出先機関をくださいという話を両方でやってしまうのはいかがなものかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○重村栄委員長 難しい質問ですが……

○前川収委員 それは県の責任ではない部分が多いんですけどもね。

○重村栄委員長 だれか答えられますか。だれが答えますか。

○内田政策審議監 今、前川委員のほうからいろいろお話がありましたけれども、我々も同意見だと思っておりますし、この道州制の

委員会ができたのも、そういう議論を明らかにしながら最終的な決断のときに本当に間違いのない決断をしようということのできたし、今までそういう議論をさせていただいたかなというふうに思っています。

おっしゃるように、3つの議論を並行的にやっているというのは、我々自身説明する側ないしはいろんな意味で議論をするときでもわかりにくいというのは、実は我々も一緒でございます。おっしゃいましたように、いわゆる権限移譲がある程度進んだときの姿が見えれば、その先にやはりどうしても分権、もう一步進んだということでの出先機関をどうするかというのがあるのは、私個人としても非常にわかりやすい話だし、国民、県民にとって説明する場合でも非常に説明しやすいなというふうに思っています。

ただ、いかんせん現実にそういう議論が進んでおりますし、また道州制の議論も進む可能性もありますので、現場としてはどうしても一緒に議論せざるを得ないという現実の中で、いろいろとまた今後議論をさせていただければというふうに思っております。

○前川収委員 現場の皆さんは大変だと思いますが、途中途中である程度議論を整理することはやっぱり必要だと思います。例えば、その出先機関のやつはとりあえず我慢して、1次、2次から3次、4次と、要するに権限移譲のほうをしっかり地方の裁量権を持たせるようにという、今1次、2次で一括法でやっている部分、そっちを最初にやりましょうみたいな空気には、九州地方知事会をやっぴり大変影響力の大きい本県知事がそういう引っ張り方をするとすることはできないんですかね。

○内田政策審議監 はい、わかりました。

先ほどありましたマクロ的視点を持ってこののを、我々としても非常に大事な視点だ

というふうに思っておりますので、今後の議論の中にそのマクロ的視点を加えたところで議論を進めていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○大西一史委員 今のにちょっと関連をして。非常に前川先生から本質的な議論があって、まさにそのとおりだなと思いつながら聞いておりました。やっぱり特別委員会を設置するときも、これは本当にここで何を議論するんだという話が、最初に結構あって、何回もやっていくうちになかなか戸惑った部分もあったけれども、しかし、これを設置していたから熊本県は、ある意味では議員の皆さんも執行部の皆さんも多分認識のレベルが上がったから、非常に大きい意義があったなと思っています。

まあ、そういう中で、さっき国の出先機関改革の話、法案見送りということで話がありました。やっぱり1つ私たちがよく考えていかなければいけない話というのは、大きなところで、じゃあ分権の姿って、私たちが目指すところは何なのかというところを決めないで、やっぱり手前の部分でごによごによやって、本当に部分的な改革、要は一括法のように細かくきちっと事務レベルできちっと見直しながらやるというのは、私は意義があることだというふうに思うんです。しかし、そういう今3つの議論が錯綜しているというのは、やっぱり私たちが分権後の県のあり方とか姿というのは示せてないからだろうなというふうに、ある意味では自分自身も反省をしています。

やっぱり、今回のこの九州広域行政機構の話も、そもそもさっきおっしゃったように、国が出先機関を廃止しますということが前提で、では受け皿をつくらうということで、そこをリードしようということで、知事も九州地方知事会でいろいろ提案をしながら、企画課も頑張りながらいろいろ引っ張ってきたと

いうことの間緯なんだろうけれども、しかし、結局は実態としてこういうふうになってしまった以上、今後この九州広域行政機構に対するスタンスは大きく変わってこなきゃいかぬだろうなと思います。

それで、関西広域連合というのは、もう広域連合として既にいろんな事務をやっていますから、ある意味ではそこで決めたり、あるいは各府県から、議会から出たりということで、それぞれの持ち場持ち場でやるということが、やっぱり実質的に積み重ねられているからいいんだけど、ある意味で九州広域行政機構というのは空気のようなものというか、絵に描いた餅そのものなんですよ。だから、ここにやっぱりエネルギーを本当に注いでいくべきなのかどうなのかを含めてですけども、やっぱり1回、私はこういう法案が見送りになったということ踏まえて、しかもその国の出先機関改革というのが、今の民主党政権下でもなかなかこれはできないということが、もう見えてきたということを考えれば、これは1回リセットして考えるべきじゃないかなというふうな気もするんですが、その辺はいかがですか。

○重村栄委員長 どなたが答えますか。

○坂本企画課長 国と地方の役割分担のあり方を見直すという中で、九州広域行政機構というものが今実態のない絵に描いたような話で進んでいます。そういう意味では関西と決定的に違ったのは、向こうには物があつたということがあつて、そういうところで奈良県が抜けているというウイークポイントはあるんですが、逆に、九州はどこも抜けないような広域連合をつくるのが可能なので、それさえあると、今後どういう議論にも実は耐えていけるという面はあると思います。その方向性を目指すというのも1つあるかもしれませんが、まだその議論までには至っていません

ん。

それで、国と地方の役割分担を見直すときに、出先機関がどうだという切り口で入るよりは、多分、国の形の本質的な議論では、地方自治、分権で目指す理想の姿であるとか、あるいは先ほどお話に出ました国の統治の姿であるとかいう議論があって、その上で進んでいけない限り、なかなか進まないんだろうなというのが、今回、市町村、基礎自治体のほうが全て反対……全てとまでは言いませんが、かなり多くのところで反対の意見が出たということ自体が、国民全体の議論になって、国の形はこうあるべきというような議論を進めていけない限り動かないのではないかという、かなり大きな反省を今しております。そういう意味では、どう進めていくかの議論をもう一度九州地方知事会の中でしていくということが必要であろうという話を今、知事ともしておるところです。

○大西一史委員 今の答弁に関してですけれども、知事はそういう方向でいくという、要は1回もう少し見直しながらやっていくというような提案をされる、そういう話を進めておられるということですか。

○坂本企画課長 もともと知事がおっしゃっていた九州広域行政機構は道州制へのステップというのが認知をされてないというか、知事だけが言っていたんですが……。多分そういう方向性がない限り、この議論は進まないだろうと。大きな話が必要だということを先ほど申しましたが、それと現実的な話が必要、こういうところを原点に戻って、知事は多分九州地方知事会の中で議論をもう1回、原点に戻してすべきだということを考えておられる。

○松岡徹委員 なかなか、いい議論がなされていると思いますけれども、前川委員が言わ

れたように3つの柱、その3つのうち、基本的にはやっぱり3番目の道州制があって2があり3があるというかな。

資料の12ページ、13ページに出てきた道州制推進知事・指定都市市長連合、これの13ページにある地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程、これを見ると、やっぱりよくわかるんですね。道州制があって、いわばブロックごとの体制をつくって、いろいろ基礎自治体と思うんだけど、私の質問は、10ページの、この間言われましたけれども、大分の知事さんは九州の知事会長だけでも、大変遺憾であるというふうに言っておられるけれども、そもそもこの間ずっと繰り返し言ってきたように、九州広域行政機構というのは実態がないけれども実害がある構想だったということが一番問題だと思うんですよ。例えば、災害だって今度九州北部豪雨があったけれども、これはどこかの知事が持ち回りで広域行政機構の代表をしているけれども、3県で災害があった、どうするかというようなことになったりするし、前回指摘したように経済産業局での原子力の計画、エネルギー計画とかさまざまな問題はどうか、環境事務所で言うならば国立公園をどうするかとか、いっぱい矛盾があって、この制度そのものがやっぱりうまくないと。財源だって、資産も借金もいわば広域行政機構にというか、地方分権でと言うけれども、建設国債だけでも250兆円あるわけですよ。九州分をいろいろ調べてみたら、九州で大体26兆円、熊本県で3兆円になるんですよ。だから、そんなものを含めて、いわゆるこの制度設計そのものが問題があるというかね。

それで私は、今、課長がかなり踏み込んだ答弁をしたから僕もそのことを聞きたいと思っておったんだけど、これはやっぱり、もう1つ言えば九州市長会が九州府というのが以前掲げたけれども、またにわかには言い出して、これ九州府というのは、都道府県のほ

うはもう市町村にずっと権限を譲って、いわば九州府と基礎自治体という。だから、九州広域行政機構は県を残して広域行政機構をつくるということとは、基本的に構想では相入れないんですね。いろいろ話し合いはやりましたと言うけれども、市長会のインタビューなんかを、会長のインタビューなんか読んでみると、全くすれ違いの状態ですよ。ですから、この点は、まあ聞こうと思っておったけれども、皆さんが言われて課長もそういう答弁をされたから、もう改めてこの九州広域行政機構は1回ちゃらにして、そして論議をし直すというふうにしていただきたい。

その上に立って、道州制問題との関係でちょっと質問したいんだけど、今言ったこの工程を読んでみると、やっぱり消防、防災の問題なんかも出てくるわけですけども、一般質問で岩中議員が取り上げて、今やっているその消防の広域化、それから今度の広域本部と道州制は関係がないのかという質問をされたけれども、これは私はやっぱり不可分の関係にあると思うんだけど、ちょっと改めて小嶋局長でもいいけれども、この辺のところは消防広域化を進めておられる責任者としてどうですか。ちょっと見解を伺いたいですけれどもね。

○小嶋市町村局長 着座のまま失礼いたします。

質問の趣旨は、今お聞きしたところでは、消防広域化と道州制の関係ということでよろしゅうございますでしょうか。

消防広域化につきましては、これは基礎自治体としての市町村が消防組織法等で実施することが定められております事務を、より広域化して、効率的、効果的にやろうということでございます、これについては基礎自治体としての取り組みは、たとえ道州制が施行されましても、道州制の中における基礎自治体の役割というのは恐らくより強化されるよ

うな方向で考えてあるようでございますので、そこは変わらないのではないかなと思います。だから、消防広域化はそれぞれの自治体で果たす役割、今もう常備消防の場合には消防本部を広域行政事務組合をつくりまして実施しておりますので、それをさらに広域化しようという動きでございます。

それと、今お話があっておりますように、道州制等については、国が今までそれぞれの地方で果たしてきた役割というものを、それぞれ地方にもう少し重点を置いて、そこに意思決定の主体というものを置いて、より迅速にやっていこうという動きだと思っておりますので、そうした議論は、どちらかというところ広域自治体としての都道府県、そして国の課題というものに重きを置いてなされるのではないかなと考えます。もちろん、それぞれ関係はしているというふうに理解はしておりますけれども、消防広域化は消防広域化で進めていかななくてはならないと思っております。

○松岡徹委員 消防広域化の実態は、皆さん御承知のように大変うまくいってないというかな、それでも頑張りますというのがこの前の答弁だったと思うけれども、一方では、今度は広域本部が大体それと同じエリアでね。それで、岩中議員がその関係があるやなしやと聞くのは、ある面では当然じゃないかと思うし、一般にそういうふうな声が結構あるんですね。

それで、僕はいろいろ調べてみたら、日本経団連の道州制の第2次提言というのがあ、これでは1つの大きな柱で、日本経団連の道州制構想の中でやっぱり消防の広域化というのが入っているんですね。大体、道州制そのものが財界が、以前の経団連、今の日本経団連が言って、それをやっぱり政治主導でということで、最近出したアピールでも政治主導でというのをまず第1番目に言っておる。それで政権や政党に働きかけるという。

その第2次提言の柱の中に、消防の広域化というのがうたわれているんですよ。そここのところは、やっぱり……。だから、県の執行部がそれを承知の上でやっているのか、いやそれは知らんで全く別々にやっておりますというのか、よくわからないですけども、それがあつたことを指摘しておきたいし、関係はあつると、いわば路線上はということだと思ふんです。

それから、北海道がこの道州制問題では先行したんですね。今は頓挫しておるけれども。道州制特区法なんかで。そのときに、あつたその北海道の道州制のいわば構想はどういうものだったかという、北海道にあつた第2次医療圏ですね、これを広域消防にして、そしてこれを基礎自治体にする、これが北海道の道州制への構想だったんですよ。だから、そういう事例もあるわけですよ。それは当然、日本経団連のそういう第2次提言を踏まえたものだと私は理解しているんですけども。だから、そここのところは関係ないとおっしゃるけれども、いかがかと。私は、そういう点をきっちり整理してみれば関係あつると。今度の広域本部、あれだけ地域振興局をベースにして、そして6ブロックの振興策ということ、ここでも議論したし本会議でも議論になつて、いきなり広域本部ということが出されてきたことなんかについて疑問を持たざるを得ないというか、こう思つていふんですよ。その点いかがですかね。関係ないとは言わせないという感じじゃないけれども。

○古閑人事課長 これも答弁させていただいてる部分でございますけれども、広域本部はビジョンが示す6地域をあくまでも基本にいたしております。それを分割・再編しないようなくくりで4つのエリアに分けさせていただいてるということでございます。

○松岡徹委員 そういう各論じゃなくて、い

わば——うん、そういうことですよ。広域本部の議論をしようと思つていふんじゃない。

○駒崎総務部長 大きな話だと思いますので、結論から申し上げますと、広域本部は道州制との関係を見て構想しているものではございません。振興局の体制、これから先は熊本県の人口も減つてきますし、県の職員数も減らしていくということをせざるを得ない状況下で、限られた戦力で最も効率的に取り組める体制というのを今模索している中に出てきた事柄でございます。道州制につなげるためにというふうなことで取り組んでいるものではございません。

○松岡徹委員 やっぱり我々議会のほうも考えなければいかぬと思ふのは、いわゆる広域行政機構の議論でも、さつき出てきたように、国がその出先機関を廃止するというふうに決めて、その構想がぼんときたものだから、それで九州は広域行政機構でいきたいと思いますというふうになつて、いざそれを打ち出したら災害をどうするんだ、財源はどうするんだと、さまざまな問題があるわけですね。

私が言いたいのは、いわゆる道州制というのがあつて、上から物を見て、上から制度設計をやつていくやり方でいくと、これは非常に、やっぱり基礎自治体、基礎自治体と言ふけれども、正確には地方自治法上は基礎的地方公共団体というのが正確なんだけれども、そここのところが非常に矛盾をかぶるというか、そういう点を、関係ないと言ふけれども、路線的には関係していふんですよ、僕が言つたとおり、第2次提言を読んでごらん。そうすると、北海道のあのときの分権を讀んでいただくと、そういうふうになつていふんですよ。だから、それは部長が考えた、小嶋局長が考えたんじゃないで、もっと上からきたかもしれぬけれども、そここのところは私は、やはり議会も考えないとなかなか矛盾が

あるということをちょっと。

もう1点よかですか。

今言ったこの12ページ、13ページの、蒲島知事も幸山市長も入っている道州制推進知事・指定都市市長連合、これの設立趣意書とか、それから同じ日に出された要請書を見ると、これは道州制論議に全部共通しているわけですけども、決まり文句があるんですね。それはどういうことかという、明治期以来、長きにわたり維持されてきた都道府県制を廃止し云々と、こうなっているわけね。僕は全国知事会関係の資料を見てみたら、全国知事会として、平成13年7月に第6次自治制度研究会の報告書というのがある、都道府県制がこうずっとやってきたけれども、どう評価するか、そしてこれからの課題は何か、地方分権下の都道府県の役割ということと、5つ挙げている。1つは、広域的課題への対応能力、2つ目に市町村への支援・補完能力、3番目に総合的な問題解決能力、4番目に効率的な運営、5番目に住民に対する応答性、こういうのが都道府県の課題だというわけですよ。知事会としては、こういう方向で都道府県制を方向づけてやっていこうということだったんだけど、どんとその道州制がきて、そして実際上は三位一体の改革でお金は削られる、行革で職員は削られるということで、この5つのその都道府県の役割の達成というのが非常に困難な状況になってきたんですね。それで僕は、この道州制の県の委員会の、僕が4年間お休みしたときの議事録、それをね、要望だけでも、本当に道州制の議論で出てくるのは、明治以来長き、廃藩置県以来の、それはシンポジウムのように知事も言ったし、九電の松尾会長も言ったけれどもね。ところが、この道州制と特別委員会で、本当にここで知事会が言っている5つの点に照らして、いわば都道府県というのは役割がもう意味がないのか、本当に疲弊してしまっているのか。もちろん問題点はある

けれどもね、どこら辺を改善すればいいのか、すべきなのかという議論を、私は特別委員会で、はまってやるべきじゃないかと。これから道州制の論議は避けられないですよ。その際に、そういう点を、これは質問じゃないですけども、委員長への提案ですけども検討していただきたいし、前川委員、自民党のほうもそこら辺をぜひ考えて、お願いしたいということですね。

○重村栄委員長 今の松岡委員のは、御要望として受け取っておきたいと思います。

○堤泰宏委員 ちょっとお尋ねをします。

13ページ、構成メンバー、知事が9名書いてございますね。ここの構成メンバーの9名以外は、これは道州制に反対されておるのかなと、そこをちょっと答えてください。

それから16ページ。14ページにこれは大変立派な方々が委員として名を連ねておいででございます。この方たちの意見を集約したのが、16ページであると思います。

上から3番目の、州都選定の視点には経済的視点が抜けていると。これは本当に立派な御意見であると思います。やはり経済的に何か根拠がないと、道州制なんていう大きなことは前に進まぬと思うんですね。私は、議論にも乗らんとしますよ。この経済的視点というのは、どういうことを、どなたが言われたということはいいいですから、この経済的視点というのはどんなことを、ちょっと教えてください。

あとは、これはもう哲学のような話ですね、熊本に徳があるとか。下から2番目ですよ、これは8月21日にこの会議があつておるのに、阿蘇から大分へ抜けるルートが国道57号1本。このころは57号線は事故で、例の災害でこれは通れなかったんですね。この人は、それを知らないで言っておるんですね。JR豊肥線もこれは通らなかったです

ね。このくらいの意識で議論したのかなと思いますけれども、これはよか。今2つ尋ねたですよ。

○坂本企画課長 まず構成メンバーにつきましては、呼びかけに応じて参加をしたということを、6月のこの委員会でも御報告いたしました。どこに呼びかけられているのかを、まず我々は把握をしていませんということを、前回もお答えしたと思います。

それで、ここに入らないという意思表示をほかの県知事さんがされたかどうかということも我々は聞いておりません。そういう意味で、入っていないからこの道州制に反対だとかいうような、そういう意思表示をされたとは我々は承知しておりません。

次の経済的な視点ですが、これは我々の言い方が比喩として、経済の福岡、政治・行政の熊本のような言い方を、熊本が州都になるために、一極集中ではなくて経済都市と政治・行政都市とは分かれていたほうが良いというような議論を、例えばニューヨークとワシントンのような議論でしたということに対して、経済というものが当然、州都になるに当たって経済的基盤というのが大事だし、なおかつ知事が言われている経済というのは期待で動くということで、州都と言い出したら経済が寄ってくるというよりは、実態としての集積をしなければ州都にも成り得ないというような論点から、経済をもっと集めることが州都になるためには必要だというような御意見が出されました。

○堤泰宏委員 これは答えが、ものすごくすりかえてしまっているですよ。道州制というのは、熊本県を州都にするために進めておるのか。そうじゃないでしょう。道州制は何でせんならぬかということのこの経済的視点じゃないんですか。例えば、道州制を採用すれば、住民は税金が安くなるとか、今の平均所

得が上がるとか、そういうことじゃないとね。だから道州制に進もうと、そして結果的にどこを州都にするかということは、またこれは別問題ですよ。熊本を州都にするために道州制があるようなことでは、これは進まないよ。

○坂本企画課長 未来会議で今議論しておりますのは、道州制になった場合の州都というような、そういう州都の構想をしております。道州制の議論をしているということではなくて、州都の構想をしております。この経済的視点が抜けているというのは——はい、そのとおりでございます。州都選定の視点には経済的視点というのが抜けているというような御指摘がありました。それで、道州制には経済的な視点がというようなそういう趣旨ではなく、州都選定に関しては経済的な視点というものも必要だというような御意見があったと。

○堤泰宏委員 これは道州制は確定して、あとは州都をどこにするかという議論をしているわけ。

○坂本企画課長 州都構想の目的のところ、何で州都構想を進めるのかというところで書いておりますが、道州制が実現したときに、すぐに熊本が州都候補になれるように準備をしておくというような趣旨でございます。

○堤泰宏委員 なかなか答えにくいと思いますけれども、大体この道州制というのは、これは私が間違っておるかもしれぬですよ。当時の財界総理の永野重雄さん、八幡製鉄、新日鉄ですよ。あのころに永野さんが言い出したんですよ。あのときは、結局日本の経済というのが、それはものすごい勢いで伸びておったですよ。経済成長7.7%、8%、

もう9%ぐらい行っておったですね。それで財界の立場から、日本のこの行政も改革をせないかぬと。確かに財界の改革というのは進んだですね。銀行も巨大化して、昔の都会銀行とか太陽銀行はどこに行っておるかわからぬぐらいですね。企業も非常に活発になったですけれども、行政がなかなか進まなかった。そのうちに、今度は財政事情が変わりましたよね。今、日本は豊かじゃないようになりましたので、この道州制のそのときの財界の人たちが言い出した根拠というのが私は変わっておると思いますから、そこ辺を洗い直さぬと、13ページかな、構成メンバーあたりもこれはなかなかふえないと思うんですね。

1つお願いがあるのが、さっき自分たちは、この人たちがどういう過程で集まったのかわからぬという答えがあったから、熊本がそんなに道州制、州都に熱心であれば、この各都道府県に何でかたならなかったかと、手紙を出しなはりませ。道州制に対してはどういう意欲を持っておるか、1、2、3、4、5と丸をつけさせて。どうしても、どこの知事もかたらないなら、これは道州制は議論すること自体をまた考えないかぬとじゃないですかね。ちょっと部長から……。部長の答えが一番わかりやすいから。

○ 駒崎総務部長 直接の担当部ではありませんので多少勘違いしている部分があるかもしれませんが、私なりの理解を含めて申し上げます。15ページをもう一度ごらんいただくと、州都構想の目的という欄に、一番上の欄でございますが、州都を目指した取り組みで品格と活力のある県へとレベルアップを図る、レベルアップにつながるというようなことを書いてございます。2番目が、道州制が実現したときに、熊本がすぐ候補になれるように、道州制が本決まりになってからスタートしていたのではなかなか始まらないのということを書いてございますが、私としては

むしろ1番目の点が大事な点ではないかと思っております。

福岡と競争するだけではないにしても、熊本をもっと活力のある立派な街にしていこう、九州からもあるいはほかの都道府県からも観光客も訪れるような魅力のある都市圏とかあるいは県にしていこうという大きな構想があります。その中で努力目標として具体的なものがあつたほうがわかりやすいということで、道州制になって九州全体が1つの行政単位になったときに、中心は熊本と言ってもらえるようなまちづくり、地域づくりをとというのが非常にわかりやすい目標ではないかということで、州都を目指すという取り組みを掲げているのかと思います。

州都を目指すというのは、いわばそこは一見ゴールのようでありませけれども、私の理解としては州都を目指すための取り組み、州都になるために、そのためには道州制がないと始まらんじゃないかということではなくて、州都になるぐらいの勢いで勉強していけば、努力していけば実力がついてくるんじゃないか、熊本の地域がもっと豊かになるんじゃないか、品格と活力のある熊本づくりができて、今よりもっと魅力のある熊本、暮らしやすい熊本になるんじゃないかという取り組みのわかりやすい目標を通過点として示してあるのではないかと考えております。

そうした意味で、道州制がまだ曖昧模糊としているのに州都を目指しても始まらぬではないかというふうな御理解ではなくて、熊本県あるいは蒲島知事としては、州都というわかりやすい目標、例えばオリンピックでメダルを目指すというわかりやすい目標を立ててサッカーのチームを育てていくようなつもりで頑張っていこうというふうに御理解いただければと思います。仮にメダルがとれなかったとしても、レベルアップという成果が残るように、そうした形で熊本がレベルアップすることが本来の目標であり目的である

うと思っております。そうした形で我々は今努力してまいりますし、先生方と御一緒になっ
ていろんな研さんを積んでまいりたいと思
います。きょうも、たくさんの貴重な御意見
をいただいております。我々が知らない情報
を含めて御披露いただいておりますので、そ
うした形で一緒になって、熊本をよりよくす
るという意味で取り組んでまいりたい、その
ように考えております。

○堤泰宏委員 そう言ってもらうと、大体わ
かるんですね。それは大変立派なお考えです
ね。それは、ぜひやっていただきたい。

ただ、ここに道州制という大前提でやるも
のだから、これは熊本市を、熊本県をいかに
レベルアップするかという議論をしたほうが
いいですね。まず就職の問題ですよ。熊本の
熊大を出てもどこを出ても、県内に就職する
企業はないですよ。ここが、もう根本的な問
題。私は、そこ辺をやってもらいたいです
ね。農業問題は、もう皆さんよくやっている
わけですね。しかし、結果は悪いですね。後
継者なんて、ほとんどおらぬ。そして、ただ
州都にするとか県のレベルアップするでは、
私はちょっと物足りないですね。具体的な構
想を挙げて、こういう特別委員会でやれば、
それは熊本県は少しは可能性が出てくるん
ですね。

○重村栄委員長 関連ですか。

○大西一史委員 ちょっと細かい話なんで、
ごめんなさい。では、いいですかね。

くまもと未来会議についてちょっと話が出
たのでちょっとあれなんですけれども。ちょ
っと細かい話で恐縮なんですけれども、この州
都構想の云々を議論するという事は、今、
総務部長の答弁があったようにすごく意味が
あるので、その会議自体は否定はしないんだ
けれども、ただ委員の皆さん、これ選定され

てそうそうたるメンバーでお忙しいメンバ
ーですよね。これ1回目は5人しか出席してな
くて、2回目も2人欠席で、これ日程調整は
多分大変だろうと思うんですけども、これ
最後まで全員そろいますかね。大丈夫です
か。そろいますか。日程調整どうですかね。
その辺も含めて……。私が言いたいのは、メ
ンバー選定で大物を持ってくるのはいいんだ
けれども、やっぱりみんなそろった中でずう
っと議論を積み重ねていかないと、委員の皆
さん方の意識が——議事録を読むとはいえ、
やっぱり変わってくると思うんですよ。そ
の辺は問題があるんじゃないかなと思うん
ですけれども、いかがですか。

○坂本企画課長 全員おそろいになるのは、
なかなか難しい状況にあります。次の会は11
月ぐらいに今調整を進めておりますが、まだ
1回も御出席でない委員については御出席
ということで聞いております。

そういう中で、それぞれの御欠席の委員の
方々からも意見を出していただくような仕組
みだとか、そういうのを工夫しながら、事前
にお伺いするとかそういうことも含めて全体
の意見が出そろうような形で進める工夫を考
えていきたいと思っております。

○大西一史委員 そこは、できるだけ皆さん
意見を共通認識の中でやっていただくように
努力していただきたいと思えます。でない
と、やっぱり1回も全員がそろわない会議な
んで、私はちょっとあり得ないというふうに
思うので、よろしく願います。

○荒木章博委員 大西委員の今の質問に関連
して。大体これ日当は3万円ですか。1万円
でしょう。これは姜尚中さんなんか、各地方
で講演は100万円でしょう。そして旅費で
しょう。だから、選ぶときもう少し考えてせ
ぬから、こういうことになっておるんです

よ。1万だったら、なかなか来ないよ。だから欠席が多いんですよ。そういうことですよ。

○松岡徹委員 堤委員の発言に関連して。まあ委員からもあったように、この道州制というのは、まさに財界筋から出た話で、それはそれでさっき言ったとおりなんですけれども、さっき言った第2次提言の中で、この日本経団連の第2次提言というのが、何回もここで言うように、道州制に究極の構造改革という定義をしているわけね。その根拠でいろいろあるんだけど、熊本県と関係するあれで、要するに究極の構造改革ということで、例えば九州7県で地方公務員の総人件費を2,727億円減らしますと。それから公共投資の効率化で8,218億円減らして8,945億円の財源が新たにできる。全国で合わせて5兆8,483億円、国民1人当たり4万5,772円とか、そういうのが出てくるわけたいな。それで、まさに空論的な道州制じゃなくて、実際、地方公務員が九州7県で総人件費が2,727億円カットされるということは、熊本県では一体どうなるのか。これは今聞いても、それはもちろんわからぬと思いますので、こういう点はひとつ個別に私に教えていただいてもいいですけども、また次回に報告していただいてもいいですけども、こういうのがありますので、議論する前提としては押さえておく必要があるんで調べていただきたいということです。要望です。

○重村栄委員長 答弁は要りませんね。はい。

○溝口幸治委員 くまもと未来会議のメンバーと主な意見を見ると、私も非常に不安を感じますが、先ほどの駒崎部長の話を聞いて、県としてのやる気はあるんだなというふうに感じました。

ただ、これをある一定の時期で取りまとめて、どういうタイミングで県民の皆様方に周知を図っていくのかというのが非常にポイントになるんだろうと思います。ただ議論して、空論とまでは言いませんが、それに近いような雰囲気があるし、なかなか今、県民の方々にこの議論が共感を得ているとは、私は感じていません。一部の方々には共感を得ているのかもしれませんが、多くの県民には共感を得ていない。ですから、いかに県民にこの議論を集約しておろしていくかというのが大事だと思いますので、そこをどう考えているのかというのが1点と、もう1点は先ほどの九州広域行政機構の話でもあったとおり、国民的な議論と現実的な議論が必要だとおっしゃいました。現実的な議論でいくと、こういったものを取りまとめた後に、やっぱり市町村長にどう示していくのかというのがポイントだろうと思います。やっぱり市町村長たちもわくわくするような、一緒に県と頑張るようなというような雰囲気がなければ道州制も州都もないんだろうというふうに思います。ですから、その市町村長たちにどう向き合おうと考えているのかということ、この2点をお聞かせいただきたいと思います。

○坂本企画課長 構想策定のスケジュール感でいいますと、年度内に何らかの形で取りまとめるよう知事から指示を受けています。

それで、その後、知事のこの構想策定の目的というのは、県民と共有するというです。当然取りまとめたものを県民の方々に示していくということが必要になってくると思います。ただ、そこが今どの時期、どのタイミングでどういうふうにとというのは、まだ決めてはおりません。

そういうことで、当然まだ市町村とどう向き合うかということについても、今のところ検討していないという状況です。

○溝口幸治委員 結局ゼロ回答なんです、結局そこが一番大事だと思うんですね。この議論をどう県民のための議論にしていくのか、夢のある道州制や州都づくりに結びつけていくのかというのは、そこが大事だと思いますので、やっぱりそこは早急にきちっと、早急にとりかかるとか、日にちをきちっと決めろというわけではありませんが、そこをイメージしながら組み立てていくというような姿勢が大切だと思いますので、これは要望にかえさせていただきます。

○重村栄委員長 要望でよろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございます。

私のほうから、少し発言をさせていただきますと思います。

広域行政懇話会というのがありますのは、議員の先生方は皆さん御承知のとおりです。ここの委員の中から、平野先生もそうですけれども、前川先生も、それと私と3名、もう1名は村上先生ですね、4名熊本県議会から出席しているんです。

先般、会議がありまして私も出席させていただきましたんですが、熊本県議会のこの道州制特別委員会は非常に活発に意見が出されますし、そしてまた革新的な御発言がたくさんあるわけですけれども、広域行政懇話会の中でお話を聞いておきますと、各県ですごく、こういう問題に対する意識の度合いといいますか、認識の度合い、それが非常に乖離しているという感じがしています。熊本県は、非常に進んでいるほうでございました。多分、聞いている範囲でいくと、出席されている議員さん次第で違うのかもしれませんが、私の独断と偏見が若干入っているかもしれませんが、福岡県と熊本県は非常に議論が進んでいるという認識を受けました。そのほかの県は、知事さんは走っているけれども、議会は

は全然ついていってない、こういうところもあるようでございます。熊本県議会は特別委員会をつくって5年ほどずっと議論をしている、この差がよその県とは随分違うなという感じがして、恐らくこういう議論は全くされてない議会も九州の中ではたくさんあるようでございます。そういった意味では、知事会は走っている、議長会もそれなりの意識をお持ちですけれども、議会として全体を見ると全く違うのかなという感じを受けて、恐らく議会でいろんな道州制を議決するという話は、なかなか簡単にいかないのかなというのが、先般行われた懇話会の中での私の感想でございました。

なかなか、これにかかわることで発言する機会が、皆さん方に報告する機会がないので、ちょっとこの場を借りまして少し報告させていただいたところでございます。

平野先生は、何か出席された……。

○平野みどり委員 そうですね。特に九州の県の中では宮崎県が危機感を持っておられる。東部で交通アクセスも他県に比べて非常に悪いですし、この広域になっていくことで、宮崎の課題というのがきちんと九州の中の課題という形で位置づけられるんだろうかということは、その場でもそうだったですし、ある政党の九州ブロックの勉強会でも同じように宮崎県の議員さんたちはおっしゃっていたので、やっぱり各県ではかなり温度差があるなというふうに思いました。

○重村栄委員長 以上、ちょっと報告方々させていただきます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、質疑はこれにて終わりたいと思います。

続きまして、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件につきましては、審査未了のため次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

その他に入ります。何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、終わりたいと思います。

それでは、これもちまして第9回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長